

## たからづか都市計画マスタープランの改訂の背景

- 地方分権の推進による「都市の時代」を本格的に迎え、その魅力と個性を活かした独自性のある都市形成が求められるなか、基礎自治体である市町村の役割と責務が高まっています。
- 近年の都市を取り巻く社会経済情勢をみると、少子化、高齢化の進行や人口減少社会の到来、地球環境問題の深刻化、都市間競争の激化、国際化や情報化の進展、市民参加をはじめとする多様な主体によるまちづくりの展開など大きく変化しています。また、社会経済情勢の変化は、市民生活はもとより、本市の行財政にも多大な影響を及ぼしています。自然環境の保全、福祉や教育の充実、市民の交流の活性化といった多様な市民のニーズに適応していくために、都市づくりは一層の計画的かつ効率的な運営が必要となっています。
- 本市では、こういった時代潮流を踏まえ、本市の持つ魅力と個性を受け継ぎ高めていくため、平成14年4月に『宝塚市まちづくり基本条例』、『宝塚市市民参加条例』を施行しています。また、平成23年4月には、市民の力を最大限に活かした「協働」を核とする新しい都市経営の確立をめざし、住み続けたい、関わり続けたい、訪れてみたいまちをめざして『第5次宝塚市総合計画』をスタートさせました。
- 国の社会資本整備審議会においては、「新しい時代の都市計画のあり方」について審議が行われており、新たな視点の提示や、都市の将来ビジョンに関する共通の指針として、エココンパクトシティの実現、安全で安心なまちづくり、都市の国際競争力と国際都市連携の推進、美しく魅力ある都市の実現の4項目が示されているほか、平成21年4月には兵庫県においても阪神間都市計画区域マスタープランが改訂されています。
- これらのことから、平成9年3月に策定し、14年5月に見直しを実施した『たからづか都市計画マスタープラン』（以下「都市計画マスタープラン」という。）につきましても、上位計画や関連計画などとの整合を図るとともに、今後予想される社会経済情勢や時代の潮流、都市形成へのニーズなどを勘案し、これからの都市づくり、地域づくりの指針として適切な内容となるよう、見直しを行います。

# 都市計画マスタープランの概要

## (1) 策定目的

平成4年の都市計画法の改正により、市町村ごとに「都市計画に関する基本的な方針」を策定することが義務付けられました。この「基本方針」は、市町村が住民の合意形成を図りつつ、都市固有の自然、歴史、生活文化、産業などの地域特性を踏まえ、地域社会共有の身近な都市空間を重視して、都市づくりの具体性のあるビジョン（全体構想）を確立するとともに、地域別のあるべき市街地像や整備方針（地域別構想）をきめ細かく総合的に定めることとされています。

本市においては、総合計画などの上位計画に即し、都市計画の担う役割や意義をより明確にするとともに、市民と市の協働のもとに市の将来都市像を実現するため、都市計画の総合的な理念や目標とこれを実現するための個別具体の都市計画の方針などを、「都市計画マスタープラン」として策定します。

## (2) 役割

都市計画マスタープランの役割として、以下の点があげられます。

- ・都市全体及び各地域の将来像を示して、都市づくりに明確な目標を与えます。
- ・都市づくりの総合的な整備方針を示して、長期的な視点に立った独自の都市づくりを進めていく根拠とするとともに、個別具体の都市計画又は関連する他の施策などの指針とします。
- ・市民、事業者、NPOなど多様な主体に対して、都市づくりへの参加を促します。

## (3) 位置付け

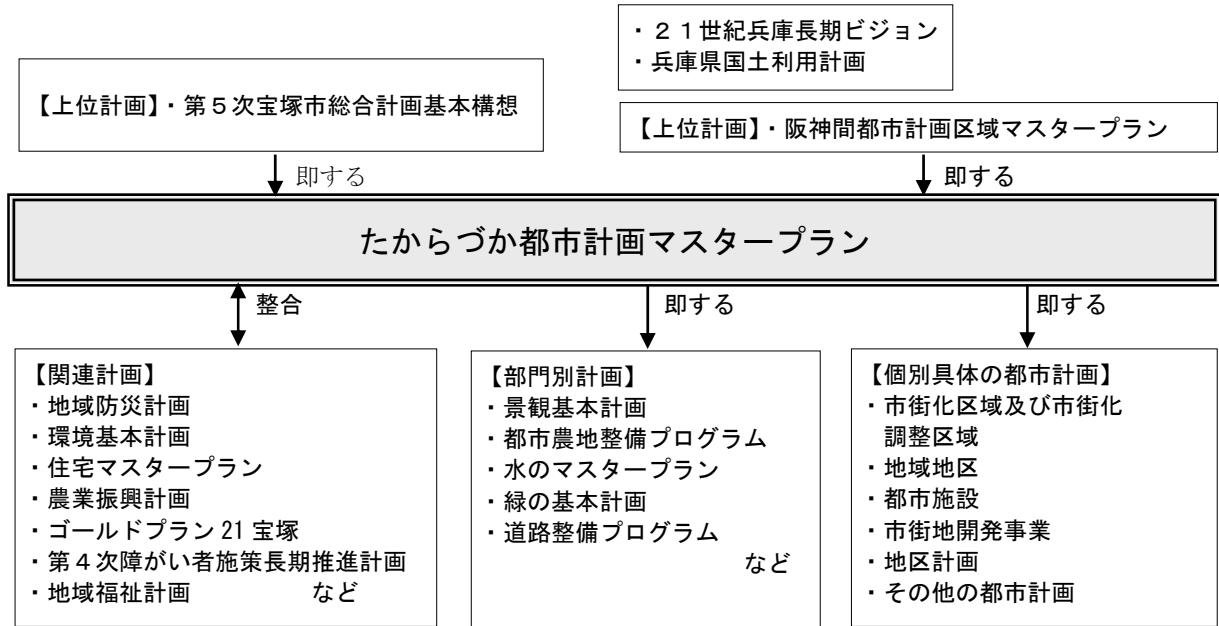
### ①法的な位置付け

- ・都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づく法定計画で、市の総合計画（市町村の建設に関する基本構想）や、県の策定する都市計画区域のマスタープランである都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定める必要があります。
- ・また、市が決定する個別具体の都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならないとされ、策定に際しては住民意見の反映を図るとともに、都市計画マスタープランを定めたときはこれを公表することとされています。

### ②市の施策体系上の位置付け

- ・都市計画マスタープランは、本市が決定する個別具体の都市計画の指針であり、その内容は総合計画などに即して定めることとされていることから、市の施策体系上は総合計画に定める将来都市像を都市計画の観点から推進し、実現していくためのものとして位置付けます。
- ・個別具体の都市計画をはじめとする都市整備、都市形成に係る部門ごとの計画、施策、事業については、都市計画マスタープランに即して策定し、実施することとします。

◇体系図（都市計画マスタープランと他の計画との関係）



**(4) 計画期間**

本市の都市計画に関する基本的な方針については、長期的な展望を踏まえつつ、平成24年から33年までの概ね10年間を計画期間とします。

**(5) 構成**

都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想で構成します。

①全体構想

都市全体の将来のあるべき姿（将来都市像）を、総合計画などの上位計画に即して都市計画の観点から実現するための基本的な方針を定めます。また、土地利用、市街地整備、都市施設整備など、個別の都市計画部門において取り組むべき方針を「部門別整備方針」として定めます。

本市は、市制施行以来「住宅都市」を基調とし、過去から培ってきた歴史、芸術、文化、観光、産業などの宝塚の魅力を活かしたまちづくりを進めてきました。今後もこれまでの取り組みを継承しつつ、一方では社会経済情勢の変化や住民ニーズなどに的確に対応しながら、長期展望を抱いて取り組んでいく必要があります。そのため、全体構想における都市計画の目標、めざすべき都市構造の内容は、計画期間に限定したのではなく、過去から未来へと継続していく長々期を見据えた方針（将来ビジョン）として定めます。

②地域別構想

7つのブロックごとに、将来のあるべき姿（地域の将来像＝地域像）を示すとともに、都市計画の観点から実現するための基本的な方針を定めます。

地域別構想は、全体構想並びに第4次総合計画の地域別計画及び各地域ごとの「まちづくり計画」を踏まえ、各地域における将来の都市づくりの方針をより具体的に示します。